見守り移動販売支援事業協定書

○○地区まちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）と●●事業者（以下「事業者」という。）は、見守り移動販売支援事業（以下「事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、委員会と事業者が協力し、高齢者等にとって買い物や社会的孤立に対する不安が小さく、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的とする。

２　この協定は、前項の目的を達成するため、事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（責務）

第２条　委員会と事業者は、見守り移動販売支援事業の実施に当たって、相互理解による高い信頼関係と協力関係を構築するとともに、事業を継続的に実施することができるよう、その体制の確立に努めるものとする。

（事業の内容）

第３条　事業者は、移動販売業務に伴い、地域の高齢者世帯や地域の状況を見守り、何らかの異変を発見した場合には委員会に連絡を行うものとする。また、必要に応じて救急車の手配等、関係機関に連絡を行うものとする。

２　事業者から連絡を受けた委員会は、事業者より提供された情報を必要な支援及び地域活動につなげていくものとする。

３　事業者の実施する見守り移動販売支援事業の対象地域及び事業実施日時については委員会と協議の上決定するものとする。

４　事業者は、見守り移動販売支援事業の内容に変更があるときは、事前に委員会に相談するものとする。

（個人情報の保護）

第４条　委員会と事業者は、本事業に関し知り得た情報を他に漏らすことのないよう、個人情報の取扱いに関して、必要な措置を講ずるものとする。

２　事業者は、高齢者世帯等の見守りに関して知り得た情報を、高齢者世帯等の見守り以外の目的に利用してはならない。

（免責事項）

第５条　事業者は、高齢者等の異変に関して、その責任を負わないものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度委員会及び事業者で協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から、令和○○年○○月○○日までとする。

２　前項の期間満了の日の３か月前までに、委員会及び事業者のいずれからも特段の申し出がない場合は有効期間を１年更新するものとし、その後も同様とする。

この協定を証するため、本通2通を作成し、委員会及び事業者が記名押印の上、各１通を保有する。

令和○○年○○月○○日

　○○地区まちづくり推進委員会

会長　●●　●●

　●●事業者

代表　□□　□□